

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成28年4月13日

宮城県知事 村井嘉浩

1 届出者名

株式会社ベルジョイス 代表取締役 澤田 司

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグハウス本郷店

気仙沼市本郷15番地2外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ベルジョイス 代表取締役 澤田 司

岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号

4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ベルプラス	株式会社ベルジョイス
代表取締役 澤田 司	代表取締役 澤田 司
岩手県盛岡市羽場10地割100番地 3	岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号

5 変更の年月日

平成28年3月1日

6 届出年月日

平成28年3月28日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、気仙沼地方県政情報センター及び気仙沼市役所

8 縦覧期間

平成28年4月13日から平成28年8月15日まで（ただし、閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号  
宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
(経済産業省告示第 16 号) 及び意見書様式を参考のこと。